

六甲山・瀬戸内海の美しい自然と、歴史ある神戸の街を堪能する極上の住空間。

自然の心地よさと暮らしやすさを併せ持つ贅沢なロケーションで、充実したシニアライフを。



## ロングライフ神戸青谷

介護付有料老人ホーム  
(神戸市指定特定施設入居者生活介護)  
公益社団法人全国有料老人ホーム協会加盟

【料金プラン例】  
アーバンシリーズ マンションタイプ【お元気な方向け】  
**■入居一時金………1,600万円**  
**■月額費用………20万円(税別)**

(内訳:管理費14万円(税別) 食費6万円(税別) お一人様/一日三食)

\*月額費用には別途消費税がかかります。\*その他の料金プランもございますので、お気軽にご相談ください。



### 【ロングライフ神戸青谷 施設概要】

所在地/兵庫県神戸市中央区神仙寺通3-1-2 ■構造・規模/鉄筋コンクリート造1棟 地下2階地上8階建 ■敷地面積/2,874.60m<sup>2</sup>(賃貸借物件) ■延床面積/5,388.57m<sup>2</sup>(賃貸借物件) ■居室数/77室 ■居室面積/ユニットケアタイプ15.75m<sup>2</sup>~23.34m<sup>2</sup>、マンションタイプ20.80m<sup>2</sup>~74.36m<sup>2</sup> ■開設日/平成19年5月 ■共用施設概要/エントランスホール、シャトルーム、メインダイニング、マザースルーム、温泉ラウンジ、温水プール、大浴場、介護浴室、一時介護室、ゲストルーム ■入居一時金/ユニットケアタイプ2,240万円~2,400万円 ※家賃前払プランの場合、マンションタイプ1,600万円~7,800万円 ※家賃前払プランの場合 ■居住の権利形態/利用権方式 ■利用権の支払い方式/選択方式 ■事業主/日本ロングライフ株式会社 ■介護保険/神戸市指定特定施設入居者生活介護、神戸市指定介護予防特定施設入居者生活介護 ■(公社)全国有料老人ホーム協会加盟



お問い合わせ、お申込みはお気軽にお電話ください。  
**0120-550-294**  
http://www.j-longlife.co.jp

北海道/東京/神奈川/千葉/大阪/兵庫/京都/奈良/大分/沖縄/中国(青島)/インドネシア(ジャカルタ)/韓国  
※ロングライフルグループではホーム事業のほか、在宅介護サービスを全国180拠点に展開しています。

Link 冬号 2015.12

平成27年12月1日発行(6・9・12・3月発行)

発行・株式会社インシュアラנסサービス 〒659-0094 芦屋市松ノ内町1-10 ラリーF2F TEL 0797-32-8080(代表) FAX 0797-32-9385 定価0円

# Link

インシュアラنس サービスの情報誌 リンク

## 特集

# マイナンバー制度とは?

お客様訪問

訪問インタビュー●お客様に聞きました!

## 株式会社阪神トレーディング

仲卸業界最大手のスケールメリットを活かしてフラー業界を牽引する

## 日本クリニック株式会社

かき肉エキスのバイオニア

◆第10回「なるほど! ゴルフ上達ヒント講座」

◆「麻美子先生のクッキングコラム」Vol.10

社員紹介 .....

## PICK UP Interview

### うちの元気印

#### ⇒読者プレゼント⇒

薄井興産株式会社

『チークブラシ』

西宮ストーカス

『観戦ペアチケットとスポーツタオル引換券』

詳しくはP14をご覧ください。



# マイナンバー制度とは?

## 1 マイナンバー制度概要

平成28年1月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下マイナンバー法)」に基づき、全国民に番号が付番されるマイナンバー制度の導入がスタートする。

マイナンバー制度とは、日本国内に住民票を有する全ての者を個別の番号で管理する制度で、個人には「個人番号」(以下マイナンバー)、法人には1法人につき1つの「法人番号」(企業版マイナンバー)が与えられる。つまり国民1人ひとりが個人識別番号を付けることになり、官と民の様々な分野の個人データが生涯不变の1つの番号で管理されることとなる。この制度の大きなメリットは3つある。

### メリット1 「公平・公正な社会の実現」

所得や社会保障受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや不正な受給防止に役立つ。

### メリット2 「行政の効率化」

様々な情報照合、入力などの時間や労力が削減され、作業重複などの無駄も削減される。

### メリット3 「国民の利便性の向上」

添付書類の省略など行政手続きの簡素化、効率化が図れる。

一方で、デメリットとしては、個人情報の流出を懸念する声がある。

## 2 マイナンバーの受け取りまでの流れ

平成27年10月5日以降、市町村から住民票上の住所に、12桁のマイナンバー、氏名、性別、住所、生年月日が記載された「通知カード」が住民票(住民票がある外国人を含む)の世帯ごとに簡易書留で送付されている。

不在の場合は、不在票が入るので、郵便局に再配達の申込が必要になる。また、介護施設への長期入所など、住民票の住所に居住していない場合には市町村に返送され、市町村から別途、普通郵便で返送されている旨の案内が郵送される。

平成28年1月からは個人番号カードの交付が開始される。個人番号カードは本人の申請により交付され、マイナンバーを証明する書類や、本人確認の際の公的な身分証明として利用できるようになる。

申請方法は、通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を添付して返信用封筒で返送する(郵送申請のほか、インターネット申

請もある)。個人番号カードができるまで次第、交付通知書(はがき)にて、本人宛に届く。交付通知書に交付場所が記載されており、指定された交付場所にてカードを受け取ることができる。

- 個人番号カード受け取りの際には、  
 ①通知カード  
 ②交付通知書(はがき)  
 ③運転免許証など本人確認書類  
 ④住民基本台帳カード(取得者のみ)  
 が必要になる。

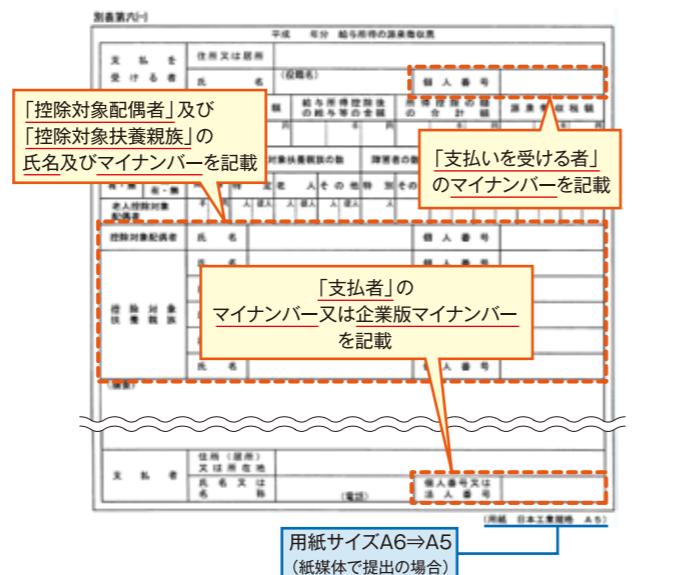
## 3 マイナンバーの利用場面について

マイナンバーは、平成28年1月以降の社会保障・税・災害対策の行政手続の際に必要となる。具体的には、年金の資格取得・確認・給付や雇用保険の資格取得・確認・給付、税務当局に提出する確定申告書等であり、利用範囲は限定されている。

マイナンバー法では、企業等の源泉徴収等の事務を行う者を「個人番号関係事務実施者」、行政機関等のマイナンバーを行政事務に利用する者を「個人番号利用事務実施者」と定めている。

企業は、社会保障や税の関係書類へのマイナンバーの記載にあたり、従業員等からマイナンバーを取得する必要がある。

■図表1[番号制度導入後]



マイナンバー制度導入に伴い、国税関係の申告書・申請書・届出書・調書等は様式が大きく変わる。例えば、源泉徴収票はマイナンバーを記載する欄が追加され、用紙のサイズが現状のA6版からA5版になる(図表1)。

## 4 マイナンバーの提供と本人確認

マイナンバー法では、原則として役所に「マイナンバーを記載した書面」を提出するため必要な場面以外では、マイナンバーの提供を求めたり、利用したりすることを禁止している。たとえ、本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできない。

そのため、企業はマイナンバーを従業員などから取得する際には、法律で認められた利用目的を特定し、通知または公表することが必要とされている。

企業が従業員本人等からマイナンバーの提供を受ける際には、「本人確認措置」と「安全管理措置」を必ず行わなければならない。

本人確認では、なりすましのおそれもあることから、通知カードまたはマイナンバーの記載された住民票の写しなどによる「番号確認」(正しい番号であることを確認)に加え、運転免許証やパスポートなどによる「身元確認」(番号の正しい持ち主であることの確認)がワンセットとなっている。(図表2) なお、従業員の扶養親族のマイナンバー取得に関しては、書類により対応方法が異なるため注意が必要になる。(図表3)

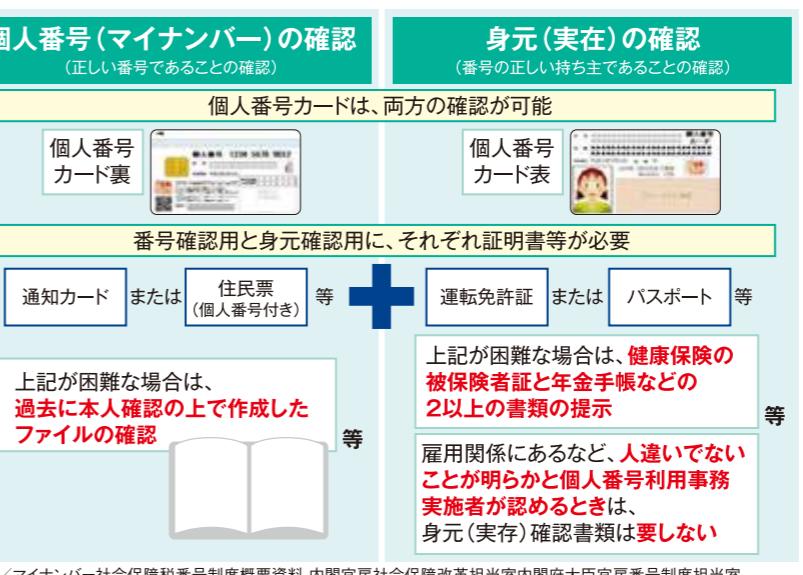
## 「国民年金の第3号被保険者の届出」の場合

「国民年金の第3号被保険者の届出」については、企業への提出義務者は従業員の配偶者であることから、企業が当該配偶者の本人確認をする必要がある。しかしながら、企業が当該配偶者に直接本人確認するのは大変であるため、通常は従業員が配偶者に代わって企業に届出することが想定されるが、この場合は従業員が配偶者の代理人として、提出することになる。

この場合、企業は、

- ①「代理権確認」  
 (戸籍謄本や委任状等)  
 ②「代理人の身元確認」  
 (代理人の個人番号カード、運転免許証、パスポート等)  
 ③「本人の番号確認」  
 (個人番号カードや通知カード等)  
 の3つの確認が必要となる。

■図表2[本人確認措置]



## 「扶養控除等申告書の届出」の場合

「扶養控除等申告書の届出」については、企業への提出義務者は従業員で、その扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うことになるため、企業による扶養親族の本人確認の必要はなく、従業員についての本人確認を行えばよいことになる。

## 5 特定個人情報の収集

マイナンバー法では、マイナンバーを内容に含む個人情報を「特定個人情報」といい、社会保障や税に関する作成事務などを除き、収集してはならないと定められている。また、特定個人情報ファイルの作成においても同様に定められている。

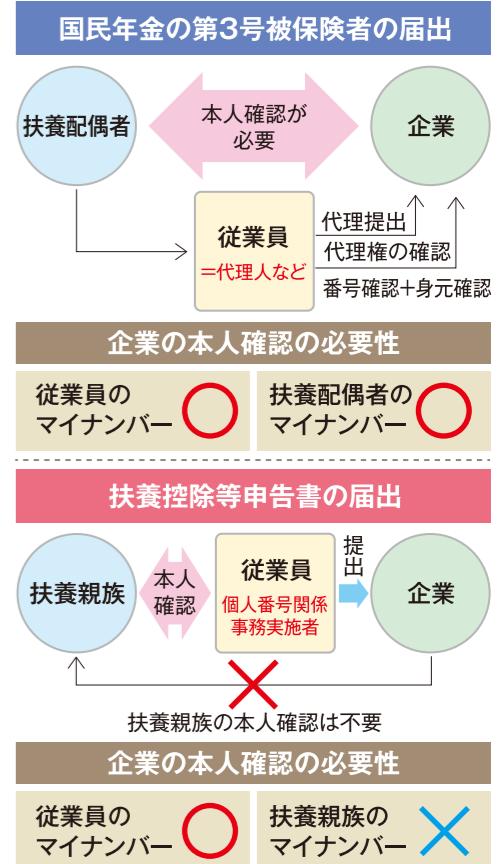
収集とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味する。例えば、人からマイナンバーを記載したメモを受け取ることや、人から聞いたマイナンバーをメモすること等、直接取得する場合のほか、機器および電子媒体等を操作してマイナンバーを画面上に表示し、そのマイナンバーを書き取ることやプリントアウトすることを含む。特定個人情報の提示を受けただけでは、収集にあたらない。

したがって、企業の中において個人番号関係事務実施者ではない、単にマイナンバーが記載された書類等を受け取るだけの立場の者は、独自にマイナンバーを保管する必要がないため、マイナンバーの確認等の必要な事務を行った後は、速やかにその書類を受け渡し、自分の手元に個人番号は残してはいけない。

特定個人情報ファイルを作成することができるは、具体的に法令に基づき行う従業員等の源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金被保険者資格取得届作成事務等、個人番号関係事務等の処理に必要な範囲に限られる。

したがって、例えば従業員等のマイナンバーを利用して営業成績を管理する理由等で特定個人情報ファイルを作成してはならない。

■図表3[本人確認の具体例]



## 6 特定個人情報の保管と廃棄

前述の「特定個人情報の収集」と同様、特定個人情報の保管も社会保障や税に関する作成事務などを除き、保管してはならないと定められているため、例えば従業員等の営業成績を管理する目的で、従業員等のマイナンバーを保管することはできない。

また、社員の退職などで社会保障や税に関する処理をする必要がなくなった際や扶養控除等申告書のように所管法令で保存期間が定められている書類で、保存期間が過ぎた際は、そのマイナンバーを速やかに廃棄または削除しなければならない。

雇用契約が継続している場合は、マイナンバーを給与の源泉徴収事務や社会保険届出事務等のために、翌年以降も継続的に利用する必要が認められることから、保管可能となっている。休職中の社員や、海外赴任中の社員なども、雇用契約は有効であるから、同じように会社で保管することができる。なお、保存期間切れの書類を引き続き残しておきたい場合、マイナンバー部分を復元できない程度にマスキングするなどして削除すれば、マイナンバー以外の情報を取つておくことは問題ないとされている。

廃棄時期については、利用が終ったマイナンバーは即刻に廃棄する必要があるが、その作業を行うまでの期間については、明確な時期は定められていない。情報管理の安全性や事務の効率性等を勘案して企業ごとで決めることができる。

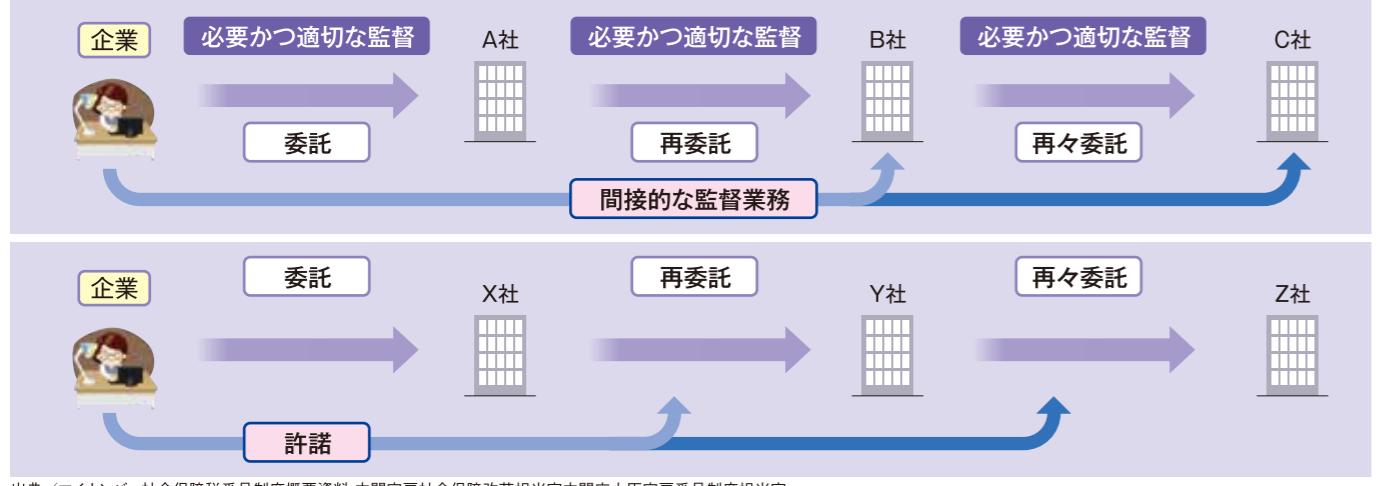
## 7 マイナンバー関係業務の委託

企業がマイナンバーを取り扱う業務を外部に委託することについては禁止されていない。つまり、個人番号関係事務の全部または一部を外部の税理士事務所、社会保険労務事務所などに任せることは可能である。

ただし、その場合は委託先が適切な安全管理措置が講じられているか、委託元である企業は委託先に対してマイナンバー法に基づき安全管理措置と同等の措置が実施されているか、「必要かつ適切な監督」を行う義務がある。

この監督責任を怠り、結果としてマイナンバーが漏えいする事態が起きた場合、それが委託先のミスであったとしても、委託元がマイナンバー法違反に問われる可能性がある。また、委託先がさらに再委託する場合は、最初の委託元の許諾を得たケースに限り、再委託が可能となっている。(図表4)

■図表4[個人番号関係事務の委託]



出典／マイナンバー社会保障税番号制度概要資料 内閣官房社会保障改革担当室内閣府大臣官房番号制度担当室

## 8 安全管理措置として求められる内容

マイナンバー法では、企業はマイナンバー及び特定個人情報漏えい、滅失または毀損の防止、その他の適切な管理のために、各種の適切な安全管理措置を講じなければならないとされている。

具体的には、

- ①組織体制の整備などの「組織的安全管理措置」
  - ②事務取扱担当者の監督や教育などの「人的安全管理措置」
  - ③特定個人情報等を取り扱う区域の管理、電子媒体等の盗難防止などの「物理的安全管理措置」
  - ④アクセス制御、情報漏えい等の防止などの「技術的安全管理措置」
- などに取り組むことが求められる。(図表5)
- 一方で中小規模事業者については、事務で取り扱うマイナンバーの数量が少ないと等から特例を設けることにより、事務負担に対して一定の配慮がなされている。
- 企業の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により適切な手法を採用することが重要である。

■図表5[安全管理措置の概要]



### ①組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、個人番号関係事務実施者である担当者を明確にし、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことがない仕組みを構築することである。また、特定個人情報等の取扱状況については、定期的

自己点検や内部監査部門等による監査を実施できるような仕組みを整えることも含んでいる。

企業は、組織体制の整備や、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、取扱状況の把握および安全管理措置の見直し等、特定個人情報等の適切な取り扱いのための組織的な安全管理措置を講じる必要がある。

### ②人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業員等による不正な漏えいや内部者による盗難等を防止し、特定個人情報等の適正な取り扱いが継続して運用されるよう、従業員の監督や教育等の措置を行うことである。

安全管理措置の中で最も重要なのが、この人的安全管理措置である。なぜなら、情報漏えい事案の多くは、人的ミスによるものが多く、十分なセキュリティ体制等を構築していても、それを管理運用する従業員にミスがあれば、無意味となってしまうためである。

### ③物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、特定個人情報の漏えい・盗難等を防ぐための取扱区域の管理等、個人番号関係事務実施者である担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないような物理的な措置を行うことである。企業は、特定個人情報等を取り扱う区域の管理や、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、マイナンバーの削除、機器および電子媒体等の廃棄など、特定個人情報等の適正な取り扱いのための物理的な安全管理措置を講じる必要がある。

具体的には、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する「管理区域」及び特定個人情報等を取り扱う事を実施する「取扱区域」を

■図表6[マイナンバー制度対策チェックリスト]

項目	内容	チェック欄	項目	内容	チェック欄
1	■マイナンバーを受け取る必要のある事務の洗い出し マイナンバーの受け取りが必要な対象者と事務手続きを洗い出しましたか？ また、その事務手続きに関して必要なマイナンバーを洗い出しましたか？		9 人的安全管理措置	■事務取扱担当者の監督・教育 ・事務取扱担当者が特定個人情報を適正に取り扱われるよう、必要かつ適切な監督を行っていますか？ ・事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適正な取り扱いを周知徹底すると共に適切な教育を行っていますか？	
2	■事務取扱担当者の選任 マイナンバーを取り扱う事務取扱担当者を選任しましたか？		10 物理的安全管理措置	■特定個人情報を取り扱う区域の管理 ・特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムの管理区域、取扱区域を分離するなど明確にしていますか？	
3	■本人確認の方法 マイナンバーを取得する際の本人確認方法と取得時期・手順を定めましたか？		■機器及び電子媒体の盗難等の防止 ・特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は、紛失を防止するための安全管理措置を行っていますか？		
4	■役職員・関係者への周知 役職員・関係者に対して、マイナンバーの提供の連絡、利用目的の通知を行いましたか？		■電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 ・特定個人情報が記録された電子媒体を持ち出す場合のパスワード設定、書類を持ち出す場合に封筒に封入しカバンに入れて搬送する等、紛失・盗難を防ぐための安全対策を行っていますか？		
5	■マイナンバーの記録・保存方法 マイナンバーの記録・保存方法を定めましたか？		■マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄 ・特定個人情報を削除・廃棄したことを責任者が確認する体制を取っていますか？		
6	■委託契約書の整備 ・外部委託の場合、委託先との役割分担を決めましたか？ ・委託契約書を整備しましたか？		11 技術的安全管理措置	■アクセス制御 ■アクセス者の識別と認証 ・特定個人情報を取り扱う機器の特定、機器に標準装備されているユーザー制御機能の設定により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定していますか？	
7	■取扱規程等の整備 基本方針や取扱規程を策定しましたか？ ・基本方針等の策定(任意) ・取扱規程等の策定、特定個人情報取扱マニュアルの作成 ・個人情報の利用目的の就業規則への追加		■外部からの不正アクセス等の防止 ・外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するウイルス対策ソフト等を導入していますか？		
8	■組織体制の整備 ・マイナンバーの安全管理が行えるよう組織体制を整備しましたか？ ・事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分していますか？		■情報漏えい等の防止 ・特定個人情報をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための対策を行っていますか？		
9	■取扱規程に基づく運用 ■取扱状況を確認する手段の整備 ・特定個人情報の取り扱いが分かる記録を保存していますか？				
10	■情報漏えい等に対応する体制の整備 ・情報漏えい等の発生時に備え、従業員から責任者に対する報告連絡体制が取られていますか？				
11	■取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し ・責任者が、特定個人情報の取扱状況について、定期的に点検を行っていますか？				

明確にするため、「管理区域」「取扱区域」を定義し、取扱規程や業務マニュアル等への明記や、「管理区域」への入退制限や入退記録の為の仕組み(入退室管理システム、入退室記録簿等)の導入を検討することが挙げられる。

### ④技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人番号関係事務実施者である担当者を限定するためのアクセス制御や、ウイルス対策ソフトウェア等の導入など、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないようなシステム的措置を行うことである。

企業は、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止など、特定個人情報等の適正な取り扱いのための技術的な安全管理措置を講じる必要がある。

具体的には、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体または書類等を施錠できるキャビネット、書庫等への保管や、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティイヤー等により固定すること等が考えられる。

## 9 最後に

以上、マイナンバー制度における主なポイントを解説したが、事前に制度の理解を深めた上で、企業はマイナンバー制度を自分事と捉えて準備しておく必要がある。

「マイナンバー制度対策チェックリスト」(図表6)等を活用して、この機会にぜひ、マイナンバー制度に対する対応状況を確認すると共に、マイナンバーの利用開始に向けた準備をすすめることが肝要であることを理解いただきたい。

# 株式会社阪神トレーディング

仲卸業界最大手のスケールメリットを活かして  
フラワー業界を牽引する

2000年12月、兵庫県西宮市に生花の仲卸として創業した。6畳一間の借家が事務所で、従業員は2名。フラワー業界の新顔として産声を上げ、時代の歴史にあったものを追求し、新しいことへのチャレンジ精神で急成長した。創業15年、今やグループ会社総数で従業員200名を抱えるまでに。営業規模は全国に及び、時代の変化に敏感に対応し、常にイノベーション(変革)を念頭に置いて事業活動に取り組んでいる。

## 商品構成力、集荷力で国内トップのスケール

阪神グループは、生花取扱い本数全国一位の東京大田市場と全国二位の大坂鶴見市場の仲卸だ。国内だけでなく、海外まで網羅する流通ネットワークを構築。すべての花材の安定した供給が可能となっている。商品構成力、集荷力では他の追随を許さず、仲卸業として業界最大手のスケールを持つ。さらにヨーロッパのホームアクセサリーブランド「PTMD」の日本総代理店としての企画販売事業、ゴルフ施設「Harbor Golf Studio」の運営、アパレル事業など、衣食住に関わる事業を幅広く展開している。

## 「アタラシイモノ」に挑戦し、創業15年で従業員200名に

山本真司社長は輸入商社出身。フラワー業界は未経験で信用、経験、実績がないまま、葬儀専門の問屋からスタートした。だが、たちまち頭角を現し、急成長を遂げる。そこには、「アタラシイモノ」「オモシロイモノ」に挑戦する卓越した精神が反映されている。

「大学生の頃から、西宮(兵庫県)にある商社にお世話をになっていました。そこが蘭のプランツを持っており、蘭を扱う仕事を手伝っていました。私はその蘭の花を葬祭業界トップクラスの葬儀社に収めっていました。花というものは1本100円、100本でも1本100円、500本買ったら1本80円。ところが、1000本頼むと、1本150円の値段がつく。花は大量に集めると、そんなに数があるものではないので、逆に高くなるのです。私は商社出身でしたので、各市場



Spoonbill 天王寺公園店

2015年10月1日オープンの新店舗。花や緑の観葉植物を中心に  
雑貨・家具・アパレル・カフェも併設した新業態のボタニカルショップ。



Spoonbill 南青山店

から安く500本集めるノウハウを持っていました。修業したわけではないのですが、それが評判になりました…」

商社を円満退社後、自分の会社を立ち上げ、それが6畳一間の事務所だった。

「すごいベンチャーのように見えるのですが、創業した初日から、花を扱う業界トップクラスの葬儀会社がお客様でしたので、そういう意味ではすぐついていました。創業3年、4年くらいまで、得意先様が1社でしたが、葬儀の専門の問屋というのは全国で初めてでした」

## 変革はビジネスチャンス、イノベーションを第一に考える

のちに、東京の「大田市場」へ進出。晴れてフラワー業界でデビューを果たす。ここでも山本社長の優れたチャレンジ精神が存分に発揮されて注目を浴びた。

「仲卸の経験はゼロだし、当初はまったくルートがない。それでも、何かおもしろいことをしようかということで、出店しました。店舗を改装したのですが、ライトは他店の10倍の明るさにし、音響設備をつけてBGMを流しました。当時、そんな問屋は一社もありませんでしたので、正直、工事中は周りから冷ややかな目で見られていました。ところが、明るく綺麗な店内とBGMで商品は同じなのですが、初日から意外に売れました。『阪神トレーディングの商品



はいい商品が並んでいる』と噂になりました。東京はいいものをいい値段で買ってくれて、初日からびっくりするほど売りました。そこから、デザイナー向けの商品が強いということになりました。ようやく冠婚葬祭を取り扱えるようになりました」

こうして注文が増え、同社は全国に支店展開をしていく。イノベーションを第一に考え、日常に満足せず、よりよいビジネス、消費者の暮らしに役立つビジネスを常に追求する。花以外に雑貨・家具など「オモシロイ」と感じるモノをセレクトし、日本に紹介もしている。これまで培った商社機能を活用し、他業種とのさまざまなコラボレーションも展開中だ。日本経済の不況が続く中、同社は「世の中の変化はビジネスチャンス」と位置付け、変革に対応して売上を右肩上がりで伸ばし、成長を続けている。

「苦労もあります。失敗しながらどうリニューアルしていくか、計画の段階でこうしたら成功するというのはどなたもお持ちではないでしょう、それは感覚だと思います。他社がやらないやり方をしないといけないかなと思っています。当社はベンチャー企業で、新しくできた会社で、やれることといったら先輩たちの伝統も大事ですが、新しい企画、新しいチャレンジ、他と違うことをしていることを前面に出してやっていかないと。たとえば、小売店展開でも通常の小売店展開をするのではなくて、基本は花屋なんですけど花に関連する雑貨も売り出す、アパレルも置く、カフェも併設する。カフェの展開でも我々にしかできないもの、小物をふんだんに置いて、植物園みたいな中でコーヒーを飲む。他の商材とコラボレーションしながら花以外の商品も扱っていきます」

## 今後は街の緑化事業にも力を注ぎたい

今後は、街づくりにも力を入れていきたいと、山本社長は将来のビジョンを話す。「切り花を1本1本売って行くのも大事ですが、緑化事業に力を入れていくと、マーケットが広がっていく。フラワー業界は2兆円産業と言われています。緑化事業まで考えていくと、もっと大きくなる。総合建築業者ともタイアップしてやっていきたいですね」

会社も規模が大きくなつた分、「会社としては個人主義から組織主義に変わり、人の付き合いを大事にしています」と、山本社長は笑顔で話した。

## 株式会社阪神トレーディング



**【本社所在地】**  
〒662-0927  
兵庫県西宮市久保町15-16  
TEL:0798-39-1187  
FAX:0798-39-0187

**【事業内容】**  
生花仲卸 生花小売  
生花輸出入販売

**【HPアドレス】**  
<http://www.hanshin-trading.co.jp/>

代表取締役 山本 真司

# 日本クリニック株式会社

## かき肉エキスのパイオニア

日本クリニックは、京都市右京区に本社を置く栄養補助食品“かき肉エキス”的製造販売を行う会社だ。『牡蠣』の優れた栄養素にいち早く着目し、1974年に創業した。以来、かき肉エキスに関する数々の特許を取得するとともに、そのパイオニア、トップメーカーとして実績を築いてきた。“食”と“健康”的関わりが重要課題として注目される昨今、21世紀の食文化、健康社会構築への貢献も期待されている。

### 特許製法で開発された第1号「牡蠣」は 1年中食せる栄養補助食品

一口に「牡蠣」といっても世界中で数百種類の牡蠣が存在するという。同社のかき肉エキスは日本産のマガキを使用。他の品種と比べて環境の変化に強く栄養のバランスも優れていると言われる。亜鉛をはじめとするミネラル類、タウリン、グリコーゲン、核酸関連物質（ヌクレオチド）などが豊富に含まれているのが特徴。重金属やアレルギー因子なども含まれ、季節によっては栄養素が大きく変動するという欠点もあるが、かき肉エキスはこれらのマイナス要因となるものを排除し、年間を通じての栄養補給を可能とした。また、かき肉エキスに「栄養補助食品」を冠して発売したのも同社が初めて。海女のパッケージデザインの元祖かき肉エキス「牡蠣」が、特許製法で開発された最初の製品だ。濃縮した粒状の栄養補助食品で、創業社長が戦後、食糧難の時に牡蠣の栄養価の高さに着目して開発した。

井隼正富社長は、その経緯をこう話す。

「ナポレオンやシーザーをはじめ、多くの偉人達が牡蠣を好んで食べていたようです。牡蠣は冬場のみだし、生牡蠣は何個も食べられない。それを創業社長が錠剤にして1年中食せるようにしました。創業の時は“非常災害食”という位置づけで販売していました。でも、お客様から血糖値が下がったとか、肝臓が良くなったなど、そういうお声が増えて。当初は代理店制だったのですが、その後、地域に根差した薬局薬店で販売していただけるようになりました。ルートを作り直したのですが、今もそのルートで、薬局薬店が主力になっています。かき肉エキスの開発にはかなり時間がかかったと聞いています。やがて認知が広がりました」



本社[外観]



### 2001年に世界初のW抽出製法かき肉エキス 「バランスターWZ」を発売

井隼社長は、父親が同社の工場（宮津）に勤務されていた関係で、高校時代に同工場でアルバイトの経験を持つ。大学卒業後に入社し、営業畑を歩み、4年前に社長に就任した。

「バイトをしていた頃はまだ工場も近代的ではありませんでした。若いうちは営業職を経験しようと思い、京都営業所に勤務。当時、健康食品はそんなに認知されていなかったけれど、仕事に携わるうちにより良いものだとわかりました。当然毎日服用していますし、夜のお付き合いの時は多めに飲んでいます。私ども日本クリニックが、かき肉エキスを初めて世に出したパイオニアの企業です。50歳の時に社長に就任しましたが、私の思いは、かき肉エキスを通して健康啓蒙運動をやっていきたいということ。働いている社員の方たちにも、良い会社だと思ってもらえるようにしていきたいですね」

「バランスターWZ」「バランスターZ」「オイスターZ」「牡蠣」「濃縮ドリンク」「牡蠣の塩」など、様々な商品を販売している。2001年には、世界で初めて



のW抽出製法かき肉エキス「バランスターWZ」を発売。これは研究開発でFC物質という特許を得て、グレードを上げた商品だ。

また、微量栄養素の働きを解明し国民の健康及び社会に貢献するために、1984年に「微量栄養素研究会」が発足しており、この研究会は、かき肉エキスだけでなく微量栄養素全般についての研究を行い、同社はその運営をサポートしている。

「健康食品がブームになって弊社の商品もグレードを上げ、さらに販売店を制限していました。それがうまくいって、今や『バランスターWZ』が主力商品になっています。会員店（約1,200軒）だけで扱える商品で、売り上げの約6割を占めます。店頭に並べるだけではなく、お客様の症状に合わせて、カウンセリングをするという販売方法を取っています」と井隼社長は語る。

### 販売店拡大と新商品開発が今後の課題

今や健康食品は乱立状態だ。通販やネットショッピングなどでも健康食品は売り上げが伸びて人気だが、それだけ健康に対する注目度が高まっている証左だろう。ただ、青汁、ニンニク、ローヤルゼリーなど様々な商品があり、何を飲んでいいのか、何が自分に合うのか、非常に判断しづらいのも確か。栄養補助食品は、食で補えないものを摂取する商品だ。これは「毎日、必ず飲んで欲しいですね」と井隼社長は、継続的に飲むのを推奨している。「現代はストレス社会でもあり、これは食生活も関係しているのですが、加工食品ばかり食べていると、添加物が非常に多い分、ビタミンやミネラルの摂取

が少なくなり、体の不調やストレスを生む原因になると言われています」  
そう話す井隼社長は、会社の未来像について、「特許取得は数にして19件。かき肉エキスのさらなる認知拡大に努め、もう一步、二歩、会社として柱になる商品の開発を進めていきたい。質を落とさずリーズナブルな商品も、今後は考えていきたいですし、販売店の拡大も今後の課題でしょう」と語った。

### 日本クリニック株式会社

【本社所在地】  
〒616-8555  
京都市右京区太秦開日町10番地の1  
TEL:075-882-6711  
FAX:075-864-2356

【事業内容】  
かき加工食品などの製造販売

【HPアドレス】  
<http://www.japanclinic.co.jp>



代表取締役社長 井 隼 正 富





# プロバスケットボールクラブ 西宮ストークス

NBL2015-2016シーズンもいよいよ後半戦突入!  
激戦を制し、念願のプレーオフ進出へ!



## 西宮ストークス ホームゲームスケジュール

2015年12月

12月5日(土)・6日(日) @神戸市立中央体育館

**vs日立サンロッカーズ東京**



12月23日(水祝) @西宮市立中央体育館

**vsアイシンシーホース三河**



12月25日(金)・26日(土) @西宮市立中央体育館

**vsサイバーダインつくばロボッツ**



2016年1月

1月20日(水) @兵庫県立文化体育館

**vsレバンガ北海道**



1月22日(金)・23日(土) @西宮市立中央体育館

**vs三菱電機ダイヤモンドドルフィンズ名古屋**



〈お問い合わせ先〉 西宮ストークス事務所

T662-0934 兵庫県西宮市西宮浜1-31 西宮浜産業交流会館4F  
電話番号: 0798-22-0770 Mail: info@storks.jp

USUI

THE MAKEUP BRUSH



## プロメイクアーティストが認めた「USUi (ウスイ)」

プロアーティストが仕事道具として使用する質感・使用感に可能な限り近づけたメイクアップブラシです。ヘア&メイクアーティスト森川丈二・重見幸江が共同開発として参加し、ユーザー視点から使いやすいメイク道具が生まれました。セルフメイクアップに適した長さ・太さ・重さの軸を採用し、持ち運びにも便利なコンパクトサイズです。



商品パッケージ

## 職人技と伝統を受け継ぐ、品質重視のものづくり

USUi メイクアップブラシは、60年近くにわたる伝統と職人技によって生み出されました。職人の手による選毛や穂先の形状づくり、軸の塗装などの各行程において厳しい品質管理ができているので、安定した商品を供給し続けることが可能です。



1本1本職人の手によってかたち造られた筆先は、カットせずに毛先を活かす製法により、まるでシルクのような肌あたりです。



USUI

製造販売元

薄井興産株式会社

T658-0046 兵庫県神戸市東灘区御影本町 5-3-22

お問い合わせ先 TEL: 078-841-1221 FAX: 078-811-0258 http://www.b-rs.jp



2015年10月  
OPEN

Have a life with elegance

住み慣れた芦屋の街で  
気品漂う悠々ライフを

~Small luxury care home~

レ  
Les 芦屋



介護付有料老人ホーム

ル モンド  
Le MONDO

■住所: 兵庫県芦屋市川西町14-1 ■開設年月日: 平成27年10月 ■敷地面積: 1,989.59m<sup>2</sup> ■延床面積: 4,265.85m<sup>2</sup> ■構造: 鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建 ■事業内容: 地域密着型特別養護老人ホーム(29室)、グループホーム(18室)、介護付有料老人ホーム(39室)、デイサービスセンター(定員40名)



メディカルグループホーム

甲南山手

■住所: 西宮市若山町8番17号 ■開設年月日: 平成25年12月 ■敷地面積: 1,580.92m<sup>2</sup> ■延床面積: 3,067.52m<sup>2</sup> ■居室面積: 約21.6m<sup>2</sup> ■構造: 鉄筋コンクリート造、地上5階建 ■事業内容: 介護付有料老人ホーム(59室)、デイサービスセンター(定員30名) ■居住の契約形態: 利用権方式



メディカルケアハウス

甲南山手

■住所: 神戸市東灘区本山中町1-15-7 ■開設年月日: 平成25年7月 ■敷地面積: 489.21m<sup>2</sup> ■延床面積: 938.54m<sup>2</sup> ■居室面積: 約13.6m<sup>2</sup> ■構造: 鉄筋コンクリート造、地上3階建 ■事業内容: 認知症対応型共同生活介護(18室)、デイサービスセンター(定員30名)



CHIKUSAKAI GROUP

お申込み・お問い合わせ・資料請求

入居相談センター 9:00~18:00(土・日・祝含む)

0120-658-793

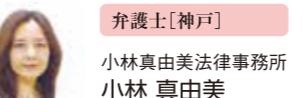
ちくさかい 検索  
<http://www.chikusakai.jp>

詳細はホームページでもご覧頂けます。



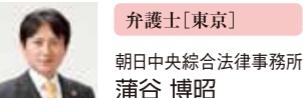
## インシュアランスサービス アドバイザリーボードのご紹介 幅広いアドバイスをお約束!

ご相談をご希望の場合は、弊社営業担当者にお申し付けください。



弁護士[神戸]  
小林真由美

兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番8号  
東栄ビル5階502A号室



弁護士[東京]  
朝日中央総合法律事務所  
蒲谷博昭

東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号  
霞が関ビル19階



弁護士[大阪]  
豊島哲男法律事務所  
豊島哲男

大阪府大阪市北区西天満2-6-8  
堂島ビルディング822号室



弁護士[大阪]  
浅田・中嶋法律事務所  
浅田泰裕

大阪府大阪市北区西天満4丁目6番8号



税理士[大阪]  
中原会計事務所  
中原俊男

大阪府大阪市中央区大手前2-1-7  
大阪赤十字会館 9階



社会保険労務士[大阪]  
SRKK いどう合同事務所  
黒川薰子

大阪府吹田市朝日町5-16  
サンプラザビル4階



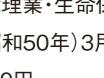
特定社会保険労務士・  
精神保健福祉士[神戸]  
吉澤労務管理事務所  
吉澤英己

兵庫県神戸市灘区記田町3丁目1-20-101  
灘石屋川奄番館ハウス



税理士・行政書士[神戸]  
入江会計事務所  
入江順也

兵庫県神戸市中央区京町74番地  
京町74番ビル4階



特定社会保険労務士[千葉]  
アスミル社会保険労務士事務所  
櫻井好美

千葉県松戸市新松戸3-273  
リベルタビル302

### 会社概要

商 号	株式会社 インシュアランス サービス
事業内容	損害保険代理業・生命保険の募集に関わる業務
設 立	1975年(昭和50年)3月
資 本 金	24,845,000円
代 表 者	代表取締役社長 清水丈嗣
所 在 地	本社 〒659-0094 兵庫県芦屋市松ノ内町1-10 ラリープ2F TEL 0797-32-8080(代表) FAX 0797-32-9385
e-mail	info@inss.jp
URL	<a href="http://www.inss.jp">http://www.inss.jp</a>



所属: 営業部 第3グループ(2010年4月入社)

入社して丸5年が経ちました。入社当時は馴染めるか不安でしたが今ではそんな不安があったと話すと笑われるくらい馴染みすぎています。社内ではダーさんと呼ばれみんなに支えられています。

お酒が好き、宴会が好き、楽しいことが大好きです。お客様と直接お会いすることは少ないですが、暖かい言葉をかけていただきながら日々業務に取り組めることに感謝しています。

### ⇒ 読者プレゼント ⇌

薄井興産株式会社 チークブラシ

5名様にプレゼント

◎毛丈38mm 全長116mm

◎毛質/グリース・ヤギ(白黄尖峰)

繊細なリス毛をブレンドしたやわらかな穂先は、チークカラー本来の色を生かしながら、自然な発色で上品に仕上がります。使い方次第で、シャープにもソフトにも自在に色みをコントロール。

USUI



西宮ストークス 観戦ペアチケットと  
スポーツタオル引換券

ペア5組(10名様)にプレゼント

2016年2月~5月までの西宮ストークス戦  
観戦当日に引換券を会場受付にてお渡しください。

※チケットはホーム会場のみ有効

[試合日程はこちら]

<http://www.storks.jp/schedule/>

西宮ストークス <http://www.storks.jp>



[応募締切]  
2016年1月末日

同封のアンケート用紙に必要事項をご記入いただき、ご希望の品を明記の上、FAXにてご応募ください。  
抽選でチークブラシは5名の方に、観戦ペアチケットとスポーツタオル引換券はペア5組(10名様)にプレゼントいたします。  
当選された方への賞品の発送をもって、発表にかえさせていただきます。